

第32号議案

春日市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正により、個人番号カードの発行手数料に係る徴収事務が地方公共団体情報システム機構からの委託事務となることに伴い、市が定める個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市手数料条例の一部を改正する条例

春日市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民票の写しの広域交付	1通につき 300円
個人番号カードの再交付	1件につき 800円

」

を

「

住民票の写しの広域交付	1通につき 300円
-------------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。